

第5 財政健全化法に基づく指標について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、地方公共団体の財政の健全性を示す指標である「健全化判断比率」と、地方公営企業の財政の健全性を示す指標である「資金不足比率」を算定することとなりました。

平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。
両指標とも法に定める財政の健全化計画を策定する基準を下回っています。

1 健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化を示す指標）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定値	％ － (28 -)	％ － (28 -)	％ 14.2 (28 14.9)	％ 283.1 (28 259.5)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率欄中「－」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合である。

指標の名称	指標の説明
実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	普通会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	公社、出資法人等を含めて、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率（地方公営企業の財政の健全化を示す指標）

会 計 の 名 称	資金不足比率	
		(28年度)
京 都 府 地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	% -	% -
京 都 府 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	-	-
京 都 府 港 湾 事 業 特 別 会 計	-	-
京 都 府 電 気 事 業 会 計	-	-
京 都 府 水 道 事 業 会 計	-	-
京 都 府 病 院 事 業 会 計	-	-
京 都 府 工 業 用 水 道 事 業 会 計	-	-

(注) 1 資金不足比率欄中「-」は、資金不足額がない場合である。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める資金不足比率の経営健全化基準は20.0%である。

指 標 の 名 称	指 標 の 説 明
資 金 不 足 比 率	各公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率

<参 考>

財政健全化法に係る計画を策定する基準

◆健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	% 3.75	% 8.75	% 25.0	% 400.0
財政再生基準	5.00	15.00	35.0	

◆資金不足比率

	資 金 不 足 比 率
経営健全化基準	20.0%